

2026年-2028年度JICA海外協力隊訓練所 語学訓練業務

意見招請(公告/公示日:2025年7月8日)について、意見招請実施要項に関する意見、質問と回答は以下の通りです。

独立行政法人国際協力機構
二本松青年海外協力隊訓練所

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P7	③語学授業の概要(C)	本件では授業コマ数が約210コマ予定されています。しかし、類似案件である「駒ヶ根青年海外協力隊訓練所語学訓練業務」では約190コマとされています。授業コマ数に違いが生じる理由について、ご説明いただけますでしょうか。	予防接種が両訓練所で全く同じ条件での実施ができません。それに伴い、それぞれの案件でコマ数が若干異なっております。
2	P9	(b)業務調整員の業務	「業務調整員2名以上を配置し、受託業務全体を管理」と記載されていますが、言語が多岐にわたる中の訓練生の状況把握、語学講師の管理、履歴書翻訳業務やE-Learning関連の業務量と比較人数が少ないように思われます。見積書の調整員マンパワーを24から36~48に変更される可能性はないでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、本公示までに改めて検討いたします。下見もりに関しては現時点での入力で準備をご提示ください。
3	P9	(イ)語学インストラクターの配置	貴機構から訓練開始3か月前に申込みクラス数を「通知」貴機構から訓練開始1か月前に正式なクラス数を「協議の上決定」し、訓練開始20日前にインストラクターの情報を提供し、上記情報は正しいかどうか。その場合は海外からの採用、講師招集、ビザの準備、住居準備、トレーニングが難しくなるかと思われまます。貴機構から訓練開始1か月前に正式なクラス数を協議の上決定→一部言語のみでも正式なクラス数の決定を2か月前への変更は可能でしょうか。併せて一部希少言語に関しては通年採用等の予算確保の可能性はありますでしょうか。上記「協議の上決定」とは具体的にどのような内容を示すでしょうか。	クラス数決定に関するスケジュールはご理解の通りです。一部言語のみクラス数の決定を2か月前にできないか、という点に関しては、訓練生の健康判定が入所した時点で完了する点や、募集・選考・合格通知のタイミングとも関わるため、2か月前のクラス数決定は難しい状況です。また、通年配置で予算を確保する予定はございません。協議の具体的な内容に関しては、言語毎の受講者数や語学力、言語毎の習得難易度を総合的に勘案し、受注者および発注者間でクラス運営に必要なクラス数を協議・決定する予定です。
4	P9	(イ)語学インストラクターの配置	記載の語学インストラクター数はあくまでも上限であり、その数を保証するものではない。上記のように記載されていますが、最低保証クラス数等はありませんか？	現時点では最低保証クラス数等を設定する予定はございません。
5	P10	工)事前語学学習の提供	類似案件:駒ヶ根青年海外協力隊訓練所語学訓練業務がありますが、訓練所ごとにLMSサポートという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	P10	(b)業務内容	専門のプラットフォームを利用していますが、IT知識等は必要でしょうか。IT知識が不足している場合は、ご指導いただけますでしょうか。例:P11(vii)記載のScormデータやHTMLに関する知識	一般的なPC操作能力は求められますが、専門的な知識は不要です。また、専門のヘルプデスクも設置しておりますので必要に応じてサポートが可能です。
7	P11	(vi) 軽微なコンテンツ修正(必要に応じて再委託をまとめる)	軽微なコンテンツ修正とはどの程度のものが示していただけますでしょうか。(vii)以外の項目に関しては再委託が可能ということでしょうか。その場合は委託先がライバシマー等所持している必要性はありますでしょうか。	テキストや音声データの差替え、注釈の提示程度の物を想定しております。また、(vii)以外の項目については再委託は認めておりません。
8	P11	(vi)サポートサービス(メール)	記載されていない業務(例:LMS上でのインフォメーション掲載業務)等、今後発生しうるものがあればご教示いただけますでしょうか。	現時点では想定されておりませんが、契約期間途中でシステムが変更になる可能性があることをご承知おきください。
9	P15,16	④作業単価について	教科書、ジラバス等の新規作成時は下見もりに書かれているシラバス、教材、テスト、修正、見直しと別項目(新規作成項目)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	P16	(2)業務調整員	業務調整員には英語以外の語学能力は必要でしょうか。	業務調整員には英語以外の語学能力は必須ではございません。
11	P16,17	(ア)語学インストラクター	P17に「資格に満たないものは十分なトレーニング等を行い」とありますが、どの程度のトレーニングを想定されているのでしょうか。	本契約は業務実施が出来る体制を有している前提での業務委託契約であり、当方よりオンライントレーニングを義務付けるものではありませんが、受注者の責任において語学インストラクターが必要な知識等を身に付けた状態で業務にあたるよう必要に応じて研修等を実施頂く想定です。また、P17の記載に関して、現時点では具体的な時間数の設定はございませんが、受注者の責任において業務遂行に支障が無いと判断できるまでトレーニングを実施頂く想定です。
12	P20	(2)秘密を適正に取り扱うための必要な措置	具体的に「受注者はプライバシーマークあるはISO27001(ISMS)を取得していること」を示していることと理解しましたが、その認識で良いでしょうか？	例に挙げさせていただいたような特定の資格を取得していることではなく、記載されていることではなく、JICAが定める情報セキュリティに関する規定を遵守し、JICAと同等の情報セキュリティ対策を講ずることか求められます。
13	/	経費に係る留意点	経費に係る留意点内(1)②語学講師発注分は住居費も含むと書かれています。講師発注金額として、講師への支払い額、住居費、社会保険料、交通費等を検討していただけますかその他留意点ありましたらお知らせいただけますでしょうか。	記載している以外の留意点はございません。受注者が必要だと判断した費用を含めて見積もりをご作成ください。
14	/	経費に係る留意点	市内近郊のアパートは他企業の需要により必要な数の確保が容易ではないという認識です。また、訓練所への通勤圏内で講師送迎可能であり、生活に支障がない住居の確保は困難のために次次ごとはなく年間で契約が必要でしょうか。	住居の契約方法・期間に関しては当方から指定するものではございません。受注者の責任において住居を確保頂くことが想定されます。
15	/	見積もり積算書	見積もり積算書の項目に 2 語学訓練実施・教材作成業務費 (2)シラバス・教材・テスト 見直し (3)シラバス・教材・テスト 修正 の2種類がありました。こちらは具体的にどのようなものが対象になりますでしょうか。	JICAが保有するシラバス・教材・テストの内、直営講師が配置されていない言語の物が対象になります。